

(4) 人材の育成と公務能率の向上

基本的な方針を定め研修体系を確立し、研修内容の充実・多様化を図ります。

また、事務処理の迅速化、能力主義に基づく人材の登用などにより、公務能率の向上に努めます。

(5) 行政の情報化など行政サービスの向上

行政情報の電子化、事務事業のシステム化・ネットワーク化に取り組みます。

また、町民に目線を置いた親切で優しい役場づくりを念頭に、的確かつ迅速な事務処理、相談業務の充実、応対職員の資質向上、窓口環境の改善などに努めます。

(6) 開かれた町政の推進

行政手続の適正化、情報公開の推進に努め、町民の理解と信頼を深めるよう努めます。

また、町民参加の開かれた町政を推進するため、広報広聴の在り方を検討し、広報活動や情報提供体制の拡充、広聴機能の充実などに努めます。



▲松前町情報公開制度の冊子・手引き

(7) 経費の節減・合理化など財政の健全化の推進

限られた財源の中で増大する行政需要に的確に対応していくためには、経常経費全般にわたる一層の節減に加え、補助金などの整理・統合について検討します。

また、町民の受益の公平性の観点から使用料などのサービスのについては受益者負担の適正化を図ります。

(8) 公共施設の効率的運営

既存の公共施設について利用者の立場に立って効果的な運営を図ります。

また、新たな施設の計画にあたっては、既存施設との役割分担の明確化を図り、効率的な運営に努めます。



▲松前公園体育館

(9) 公共事業のコスト縮減

限られた財源を有効に活用し、着実に社会資本の整備を行うために、公共事業のコスト縮減に取り組みます。また、公共事業に関する入札・契約手続についても常に改善を行い、適正化に努めます。

5 計画の推進体制

町民の立場に立った行政改革を推進するため、次の2つの推進体制を基本に改革に取り組めます。

また、本大綱及び進捗状況は広報まさき、ホームページなどにより住民に公表し、理解と協力を得ることに努めます。

(1) 町民参加の推進

地方分権型社会における行政運営は、住民参加が基本となります。

松前町行政改革懇談会の意見を踏まえ、住民がさま

ざまな分野で行政の推進過程に参加できるように努めます。

(2) 庁内体制の整備

松前町行政改革推進本部を中心とし、全庁一体となって取り組むとともに、必要に応じ専門部会などを設置し積極的に推進します。

※詳細については、松前町ホームページでもご覧になれます。

http://www.town.masaki.ehime.jp/
お問い合わせ
役場企画財政課企画調整係
985-4101

4 推進期間

「第4次松前町行政改革大綱」の推進期間は、平成14年度から平成16年度までの3年間とします。



▲松前町ホームページ